第36回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議 (新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時:令和3年4月1日(木)16:02~16:15

場所:第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第 36 回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いた します。本日の手話通訳者は、障害福祉課手話通訳者 山上美紀さんです。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況について、統括調整部長から説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況」というタイトルの 資料をご覧ください。

本日の本部会議の開催趣旨についてですが、1 にございますように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けた対応の確認ということでございます。2の発生状況等については、後ほど担当部から説明がございます。

3の県の対応、(2)の対策本部各部の対応についてですが、前回3月29日の危機対策本部において示したものと、概ね内容に差がございませんので、今回は添付を省略させていただいております。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして、健康福祉部長から説明があります。

○奈須下健康福祉部長

私から新型コロナウイルス感染症の感染状況等について資料に基づき御報告いたします。 まず、現在の感染者の状況ですが、現時点で1,039名の感染が判明しております。感染 者の数につきましては現時点での最新の数字となっておりますが、以下入院中の感染者等 につきましては、昨日現在での数字となっております。

入院中の感染者が34名、宿泊療養施設利用者が19名、自宅療養者が3名となっております。

検査の状況等については、以下の資料のとおりとなっております。

なお、後ほど本部長から説明がありますが、昨日、青森市の障がい者施設におきまして大 規模なクラスターが発生いたしました。

現在、県といたしましては感染拡大防止と感染した方々に対する適切な医療の提供等について、青森市と連携して対応しております。

○坂本危機管理局次長

次に、総務部から報告をお願いいたします。

○鉄永総務部長

新型コロナウイルス感染症の感染確認について御報告をいたします。

令和3年3月31日まで本庁で勤務していた研修生1名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認いたしましたので御報告いたします。

陽性となった者が勤務していた執務室、また、トイレ等につきましては、速やかに消毒を 行っております。引き続き、保健所の指導等を踏まえながら必要な対応を行って参ります。 概要につきましては、本部会議終了後に人事課から公表いたします。

○坂本危機管理局次長

続いて警察部から報告をお願いいたします。

○村井警察部長

警察部から報告いたします。

一昨日夜、青森警察署の三内丸山交番に勤務する警察官の感染が確認され、昨日公表いたしました。そして、当該警察官の濃厚接触者に当たる者が PCR 検査の結果、昨日夜、感染が判明したことから本日公表させていただいております。

必要な消毒措置等を講ずるとともに、保健所と連携しまして必要な対応をしております。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。 それでは本部長から指示事項及び県民の皆様へのメッセージをお願いいたします。

〇三村青森県危機対策本部長

只今、関係部長から報告がありましたとおり、県への研修生であった者及び青森警察署に 勤務する警察官について、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。

感染症患者の発生により、業務に支障を来すような事態は避けなければならず、私からは、 これまでも職場のみならず、会食時の感染防止対策等も含め、とり得る対策はしっかりと実施するよう指示してきたところであり、今般、感染症患者が発生したことを重く受け止めています。

各職員においては、より一層の緊張感を持って感染防止対策に万全を期すよう指示します。

また、人事異動等に伴う人の入替りがあるわけですが、会食する場合にあっては、「普段から一緒にいる人」と「少人数」で行うこととし、「ガイドラインを遵守している飲食店を選ぶこと」「会話する時は必ずマスクを着用すること」「短時間で深酒やはしご酒などは控え適度な酒量とすること」などを厳守するよう指示します。

また、これらの対策が確保できない場合には、会食を実施しないよう指示します。

県内では現在、クラスターが複数確認されており、その封じ込めに全力で対処しているところでありますが、人の往来の増加など感染リスクの高まり等を踏まえ、感染拡大防止に向けて、気を引き締めて、全職員が一丸となって全庁体制で取り組むよう指示をします。

続きまして、県民の皆様方へのメッセージです。

始めに、県への研修生であった者及び青森警察署勤務の警察官について、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたことを御報告いたします。

感染症患者の発生により、業務に支障を来すような事態は避けなければならず、これまでも感染防止対策を徹底するよう指示してきたところであり、今般、感染症患者が発生したことを重く受け止めているところであります。

県民の皆様方に御心配をおかけしておりますが、県としては、より一層の緊張感を持って 職員等の感染防止対策に万全を期して参ります。

全国的に、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加が継続いたしますとともに、 変異株の感染者の増加傾向が続いており、また、東北地方においても、宮城県や山形県で独 自の緊急事態宣言を発令するなど、厳しい感染状況となっております。

青森県におきましても、3月中旬以降、複数の系統が同時に発生し、感染経路不明の案件も増加する中、クラスターが頻発しております。

さらに昨日でありますが、青森市にあります障がい者施設において、利用者及び従業員合わせて 70 名の大規模なクラスターが発生するなど、新規感染者数が急増しており、予断を

許さない状況であると認識をしております。

県といたしましては、これを踏まえ、障がい者施設及び介護施設等に対して、基本的な感染防止対策の徹底を図るよう、本日、改めて注意喚起を行ったところであります。

また、当該障がい者施設に対しては、青森市保健所による積極的疫学調査を実施し、利用者及び従業員等関係者に係るPCR検査を順次実施いたしますとともに、更なる感染拡大防止に向けた助言などを実施いたしております。

さらに、青森市保健所に対して、公衆衛生医師の派遣、感染症コーディネーターによる助言に加え、厚生労働省クラスター対策班の支援を調整するなど、様々な支援を実施しているところです。

引き続き、青森市保健所と連携を図りながら、感染拡大防止と感染症患者への医療の提供体制の確保等、必要な対策を実施していくこととしております。

新年度を迎えまして、進学・就職・転勤等に伴う全国的な人の往来の増加や、会食機会の 増加、さらには、春祭り・ゴールデンウィークにおける人出の増加も見込まれるところであ り、気を緩めることなく警戒を継続していく必要があります。

県民の皆様方には重ねてのお願いとなりますが、特にこの時期、御留意いただきたい事項といたしまして、1つとして、感染症患者が多数発生している地域への移動につきましては、できるだけ避けていただくこと。2つとして、会食する場合は「普段から一緒にいる人」と「少人数」で行っていただくこと。3つとして、春祭り・イベントに参加される方には、主催者等が実施いたします感染防止対策を事前に確認の上、ルールを守っていただくことなど、感染リスクの高まりを踏まえ、県民の皆様方お一人お一人が十分に気を付けていただくようお願いいたします。

なお、本日、宮城県、大阪府、兵庫県を対象に、まん延防止等重点措置が適用されることが決定する見込みとなっております。

県民の皆様方には、これまでも、感染症患者が多数発生している地域への移動について、 移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断していただくとともに、移動先の自治体が実施しま す措置に従って慎重な行動をお願いしてきたところでありますが、今後、まん延防止等重点 措置が正式に決定された場合には、県の対処方針を変更の上、重点措置期間中、対象となっ ております地域との不要不急の往来については、控えていただくことを想定しております ので、御協力をお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了とさせていただきます。